faro ファーロ
あなたと暮らしを応援する法律情報誌

司法の窓
2009 Spring
Vol.21

裁判せずに紛争解決！ADR登場！

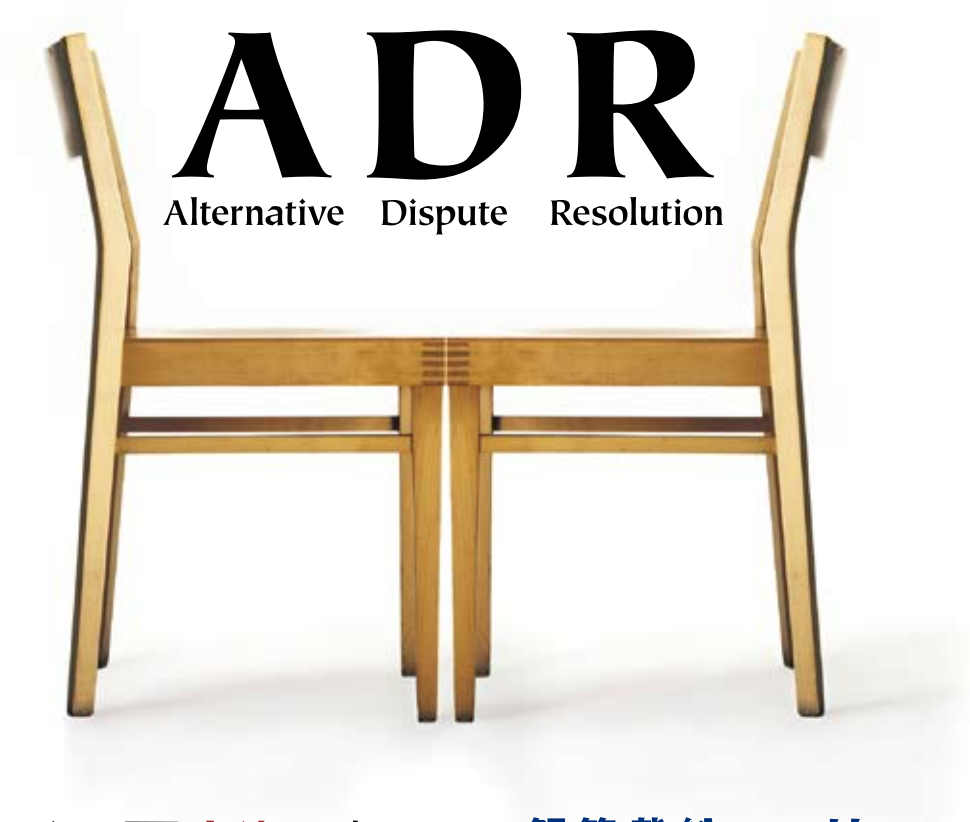

特集
ADR（裁判外紛争解決）
紛争（身近なトラブル・悩み）を
裁判しないで解決
第三者に託し、話し合いで
解決方法を探し出す！

INTERVIEW
「東京司法書士会調停センター」
東京司法書士会が取り組むADRとは

連載エッセイ　身辺雑感（三）
高見のつぼ
「ことしのお正月」

司法書士の情景

裁判せずに紛争解決!
ADR登場!

ADR(Alternative Dispute Resolution):「裁判外紛争解決」

「やだあ!! このオレンジは私のもの!」ある姉妹が、1個のオレンジを巡って紛争中。どちらも、「このオレンジは私のもの!」と言い張っています。

まずはお父さん、「オレンジくらい妹にあげればいいじゃないか」「やだ!」。そこでお母さん、「仲良く半分ずつしたら?」「絶対にやだ!」。ジャンケンもやだ、くじ引きもやだ、片方がリンゴにするのもやだ、となると親なら「いい加減にしろ!」と言いたくなるのも当然。

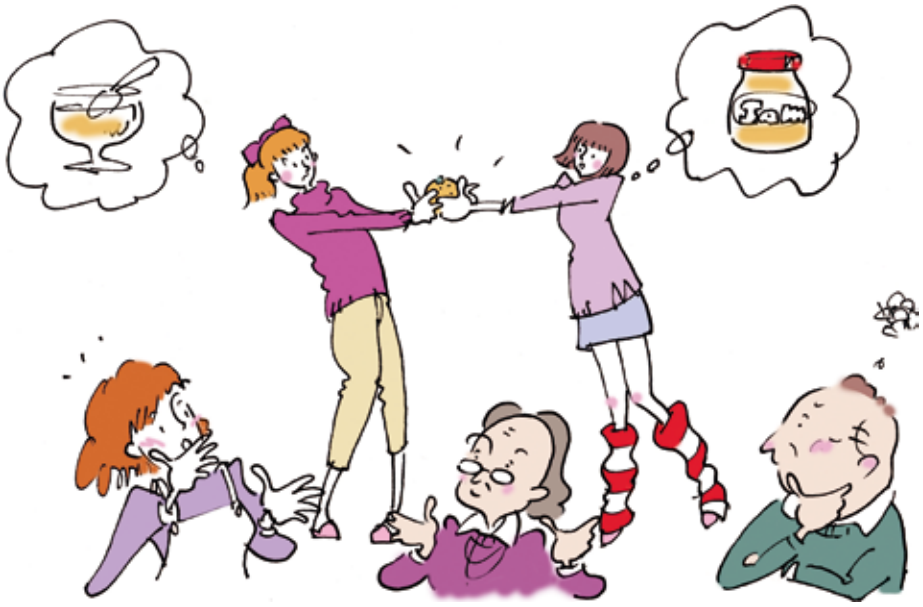

最後におばあちゃん。「どうして"このオレンジ"がほしいの?」と姉妹に尋ねました。姉は「マーマレードを作りたいの」と言い、妹は「習ったばかりのオレンジゼリーを作りたいの」と答えました。だったら姉が皮を、妹が実を取ればいいだけのこと。しかも両者の満足度は100%となるわけです。半分ずつでも、片方がリンゴでもこの「紛争」は解決しなかったということですね。いずれにしても、めでたし、めでたし。

紛争の原因は何か、双方の真の言い分は何か、についてを整理して、お互いの納得点を話し合いながら探して解決していくという手法がADRです。日本語で言うと「裁判外紛争解決」。この場合、オレンジが問題なのか、それとも本当はご両親の関心をひきたいのか、あるいは別のところに問題があるのか・・・といった、本当の問題点を探しながら紛争を解決していく方法がADRです。裁判に代わる紛争解決法として期待されています!

参考:『ハーバード流交渉術』

■まずは「話し合い」「気持ち」を重視

「ご近所の騒音がうるさい」
「相続を巡り親族間で話がまとまらない」
「職場での評価に納得がいかない」
「離婚をしたいが、どう切り出したらいいか…」
「この場所は私有地だから子どもたちが遊んでは困る」

!!だったら、ADR!!

ADRとは、「裁判外紛争解決」と言い、「裁判をしないで（法律の解釈に頼らず）、当事者同士の気持ちを大事にしながら、話し合いで紛争を解決しましょう」という方法です。

人には感情があります。それゆえ、問題がこじれる場合もありますが、その感情を無視して私たちが「生きる」ことはできません。ADRは、むしろ人の根本に即した解決方法と言えるかもしれません。

我慢しないで、無視しないで、揉めないで…ADRを利用して、問題に向き合いましょう。

■日本でも、もっともっとADR！

実は、ADRという手法は、ADR法が導入される以前から裁判所内などで行なわれていましたが、今回は、「新生！ADR」をご紹介していきたいと思います。

ADRは、数年前から進められた司法制度改革の中で、裁判とならぶ魅力的な紛争解決方法として、アメリカなどでも有効に実施されていることから、法律を制定して確立させることが検討されました。そこで平成16年に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）」が成立し、民間型のADRにも認証制が取られ、ADRが紛争解決の一つの手段として新しくスタートしたのです（司法型ADR、行政型ADR、民間型ADRについては5ページ参照）。

篠田 和夫＝ Illustration

■ADRは米英から世界へ広がった！

人口250人に一人の割合で弁護士がいる、と言われるアメリカ。この数からも、いかに訴訟が多いかがわかりますが、訴訟大国アメリカにおいてADRは発展しました。訴訟件数の増加、費用の高額化、裁判の長期化といったことから、裁判所も当事者も裁判以外の解決方法を求めるようになりました。そこでADRの登場です。

アメリカの裁判所では、訴訟金額や内容を考慮して訴訟案件を「これは裁判、これはADR」と振り分けることもしています。イギリスでは、地域の問題をADRという手法で解決することも行われています。

日本においても、ADR法が制定されて5年ほど経過しましたが、一般社会に浸透しているとは言いがたいのも事実です。その最大の原因は、広報・宣伝の不足でしょう。また国民が「紛争解決」に慣れていないというのも原因の一つかもしれません。

とはいえADRは、当事者が主役となり、納得感・満足感を模索しながら紛争を解決していくという点で、一般庶民には馴染みやすいと思われるので、今後利用者が増えていくと思います。

■ADRをお手伝いできる専門家

ADRには、申立人と相手方と双方の話を聞き、解決法を導くお手伝いをする第三者が存在します。民間型のADRでは、基本的に誰が第三者になってもいいのですが、現状では専門家が第三者となっています。おもな専門家は以下のとおり。

■司法書士
■弁護士
■社会保険労務士
■土地家屋調査士　など

相談内容により、ADR機関や第三者が決まります。第三者には、「中立性」が求められるので、倫理感を養うことが重要です。さらに、ADRという話し合いの場で、スムーズにお互いが話をしやすい雰囲気を作り出す役目も果たさなくてはいけません。

プロフィール

ADR

何度も言います！

ADRとは「裁判をしないで、話し合いで紛争（問題・トラブル）を解決する」方法です。しかし、わかったようなわからないような……そこで、ここでADRについての知識を増やしていきましょう。

一般に、ADRには「調停」「あっせん」「仲裁」などがありますが、現段階の日本のADRは、大きく分けると「調停」「仲裁」の二つになります。よって、『ファーロ』では、「調停」「仲裁」についておもに解説していきます。

Profile ADR 1

ADRっていったい何！？

表からもわかるように、法のもとで裁かれる「裁判」を頂点として、「仲裁」「調停」の順で自由度が増します。この三者のそれぞれの機能が存分に発揮されると、日本における、いえ地球上における紛争が、着々と解決されていくのではないでしょうか。

■裁判とADR（調停／仲裁）の違い

	裁判	ADR	
		調停	仲裁
開催に際しての相手の同意	不必要	同意が必要	
公開	公開される	公開されない	
第三者が解決案を提示	する	基本的にしない	する
解決案の拒否	できない	できる	できない
解決案の強制力	ある 判決には従わなくてはいけない。不服の場合は、控訴・上告をして裁判を続ける。あるいは、ADR機関を利用するという考え方もある。	ない あくまでも第三者（調停人）の立会いのもとで話し合いでの合意点を見出す。合意内容には強制力はない。合意が不調な場合は終了。	ある 第三者（仲裁人）が下した仲裁判断には強制力がある。この仲裁判断に不服申し立てはできない。
法的な拘束	法のもとに進められる。	当事者の自由意思に基づいて進められる。場合によっては、法と異なる解釈で合意することもあり得る。途中で終了することも自由。	非公開なので、裁判よりも自由度があるが、法律の解釈のもとに解決へ導く点は裁判に近い。
裁判官、あるいは調停人・仲裁人の選任	自分で選べない	自分で選べる（※）	

※ 第三者を自分で選べない場合は、ADR機関が選任する。

Profile ADR 2

ADR(調停)の特徴

世の中にある紛争を解決する方法として、私たちは今「裁判」という方法を利用していますが、ある意味裁判は「判決が出るまでの解決法」です。判決以降に生じる可能性がある問題に対しては対応が不十分です。例えば、家の賃貸においての問題では、明らかに貸し手が有利であっても借り手がすぐに納得するという保証はありません。またご近所同士の問題であったとしたら、その後のお付き合いに支障をきたすでしょう。

確実に裁判で勝訴できる場合でも、それが本当に貸し手にとっていい解決方法かどうかという点では疑問が残ります。つまり、裁判が終わっても問題は終わりではないのです。場合によっては裁判によって紛争がエスカレートすることも考えられます。

ADRなら「双方」が「納得」した結論を導くので、借り手にも「今後何ができるか」を考えたうえでの結論なので、解決策が見出される可能性が大きいのです。

Profile ADR 3

ADR(調停)の長所と短所

【長所】

- 当事者が主役。過去よりも将来のこと、事実よりも人の気持ちを大切にして解決方法を見出せる。
- 裁判官のように第三者が結論を出し、当事者を拘束するのではなく、当事者同士が納得した解決法を見つける。
- 訴状を書くなどの難しい決まりがなく、時間や場所も比較的に自由に選択することができる。
- 弁護士など法律家に頼らず、低コストで利用できる。
- 早期解決が期待できる。
- 申立人と相手方との人間関係を維持できる可能性が大きい。
- 非公開なので、秘密が守られる。企業内や企業間トラブルでは、秘密の漏洩などが防げる。
- 感情的にこじれている場合でも、第三者がいることで耳を傾ける場合が多い。

【短所】

- こちらが話し合いたいと思っても相手が出席に応じるかどうかは相手が決めること。相手が応じない限り必ず成立するとは限らない。
- 相手方が合意の内容を実行してくれない場合、強制力がない。
※仲裁には強制力があります。
- 現段階では、養成・研修を受講できる人が、限られている(専門家に限られる)。
- 広報・宣伝が十分でなく、一般に人々への認知が遅れている。

Profile ADR 4

ADRにもいろいろ

■私たちの周りには、意外とADR機関は多いのです。

司法型ADR(調停)	行政型ADR	民間型ADR
裁判所内で行なう。	独立の行政委員会や行政機関などが行なう。	民間組織である司法書士会、弁護士会、業界団体などが行なう。
(民事・家事)調停制度	国民生活センター、消費生活センター、建設工事紛争審査会、国税不服審判所、公害等調整委員会、など	司法書士会の調停センター、国際商事仲裁協会、弁護士会の仲裁センター、PLセンター、日本知的財産仲裁センター、日本スポーツ仲裁機構、など

Profile ADR 5

ADR、これから……

ここまで読んでいただくとおわかりかと思いますが、ADRで解決すると、双方が納得したうえですることなので、感情的なわだかまりもある程度解消されます。また、ADRを経験したことによって、これを機に自分の考え方や生き方が変わっていくことも大いにあり得るのです。

今後、ADRが広く認知されるようになると、利用される可能性は大きくなります。ただし、短所のところでも触れましたが、そのためにはADRに携わる有能なスタッフ育成が急務です。そして法律家以外で、ADRのスキルを身につける層を広げることも必要です。さらには、司法書士や弁護士といった法律家の意識改革と理解も求められるでしょう。

誕生して日が浅いADRにはまだまだ課題がありますが、克服できないものは一つもありません。要はコミュニケーションです。自分の言いたいことを言い、相手の言い分もきちんと聞く。これは人としての基本のはず。勇気を出して基本を実行してみると、案外、問題は解決するものです。

人間には感情があります。感情を無視した紛争解決より、感情面に配慮した納得できる紛争解決のほうが適している場合があるはずです。

残念なことに、この世から紛争がなくなることは考えられません。ただ、紛争を必要以上に避けたり、恐れたりすることのない社会は実現可能です。そのためにも、ADRを活用していきたいものです。

裁判外紛争解決手続

ADR

とことん知りたい！

Q&A

「裁判をしないで話し合いでトラブルを解決する」、ADR。
さて、いざ「使ってみようかな」と思った際に、やっぱり頭に浮かぶ「？？？」。
ここでADRの疑問について徹底的にお答えします！

Q ADRにおける第三者とは誰ですか?

A ADRの第三者は、調停の場合は「調停人」、仲裁の場合は「仲裁人」のことです。この第三者は、弁護士のような「代理」という立場ではなく、あくまでも中立の立場として、存在します。

第三者は必ずしも法律家である必要はありませんが、今のところ、司法書士や弁護士がなる場合が多いのが現状です。

選任方法は機関によって異なりますが、機関が指名する場合と、当事者双方の合意で選任する場合があります。

Q 民事の調停とADRはどう違うのですか?

A 民事調停は裁判所で行なわれます。民事調停をADRに含む考え方とそうでない考え方がありますが、ADRと民事調停の違いは次のとおりです。

- 民事調停は調停委員のほかに裁判官が同席。
- 民事調停で合意した際に作成される調停調書は判決と同等の効力があり、調書に基づいて強制執行もできる。

とはいえ民事調停も「調停」なので、ADR同様、双方の話し合いで解決点を探ります。

Q ADR（調停・仲裁）と裁判の違いはなんでしょうか?

A 裁判を起こすためには相手の同意は不要ですが、ADRは同意が必要です。さらに裁判は公開で、ADRは非公開です。また裁判は裁判官が強制力のある判決を下し、当事者はこれを拒否はできません（不服の場合、控訴・上告ができます）。ADRは第三者が介入して、話を整理し、場合によっては解決案の提示をします。

調停の場合は、法律にとらわれずにあくまでも当事者同士の話し合いによる解決をめざします。ただし仲裁は、仲裁人が強制力のある仲裁判断を下すので、裁判と似ていますが、仲裁は裁判と違って、不服を申し立てることはできません。

※4ページの表参照。

Q 調停と仲裁の違いはなんでしょうか?

A 調停も仲裁もADRではあり、当事者が第三者（調停人あるいは仲裁人）に依頼して、第三者が「事実の把握」「双方の言い分の食い違い」などを明らかにするところまでは同じです。同時に、この段階までは申立人・相手方の双方は自由に意見を言い合います。

異なるのはここからです。調停は、最後まで双方の話し合いで解決点を見つけ、調停人が話の内容を交通整理し、双方の意見を可能な限り尊重しながら、合意へと導きます。合意に至れば合意書を作成しますが、この合意には強制力はありません。

仲裁は、仲裁人が最終的には裁判判決にあたる仲裁判断を下し、この判断には強制力があります。ただし、この仲裁判断に不服があっても不服の申し立てはできません。

※4ページの表参照。

Q 裁判は公開ですが、ADRはどうでしょう?

A ADRは非公開で行なわれます。ADR手続きに関与する者にも守秘義務があります。ADR手続きに関する書面も施錠保管庫に保管されるなどの措置が取られます。

よって、企業内や企業間のトラブルにおいては、技術やノウハウなどが外部に漏れるリスクを回避できます。

Q どういう日程で行なわれますか?

A 第三者が、申立人と相手方双方の都合のいい日時を調整して決定します。裁判のように、指定された日に出向くというのではありません。

Q 費用はどれくらいかかりますか?

A ADR機関によって異なりますが、東京司法書士会調停センターの場合はおもに次の三点についての費用が必要です。

●申し立て時に必要な手数料
●調停1回ごとの実施手数料
●合意成立の場合の手数料

ADRは当事者間の話し合いで解決をめざし、費用が抑えられるのが特徴です。調停が不成立の場合は申し込み手数料は必要経費を除いて返還されます。なお、調停の場合の合意手数料については、合意成立の金額によって多少異なります。

参考までに東京司法書士会調停センターの場合の費用を11ページに掲載しています。参照してください。

ちなみに裁判の場合、印紙代、切手代、そのほか訴訟代理人費用、法廷に証人を呼ぶ場合は日当と旅費なども必要です。

Q ADRの際に必要なものはありますか?

A おもに次の3点ですが、利用されるADR機関に事前に確認されることをお勧めします。

●印鑑(認印可:利用契約書などに押印)
●身分証明書(免許証、パスポートなど)　●費用

Q ADRが行なわれる場所は、どこですか?

A ADR機関によって異なりますが、原則として「秘密が守られる環境」であればどこでも構いません。例えば、当事者が遠方の場合などは、秘密が守られる環境、かつ中間地点で行なうことも考えられます。

Q ADRではどんなことを相談できますか?

A 「こういう問題でなくてはいけない」という規定はありません。金銭問題、家庭内や相続問題、地域での問題、学校や職場での問題、医療や看護現場での問題など、どんな問題でも結構です。ただすべての問題が、ADRに適しているとは限りませんので、一度専門家の意見を聞かれてから利用するかどうかを決められるといいでしょう。

Q どれくらいの期間「話し合い」があるのですか?

A ADR機関によってさまざまですが、東京司法書士会調停センターでは1回の話し合いが2〜3時間で、5回以内には解決する方向で話し合います。ただし、きちんとした制限が明記されてはいません。

不調に終わった場合、別のADR機関を利用する、裁判を起こすなどの方法が考えられます。

Q 話し合いで「合意」できた場合、その後どうするのですか?

A 調停の場合は合意書を作成しますが、強制力はありません。合意に至らなければそこで終了となり、別のADR機関を利用するか、裁判が考えられます。

仲裁の場合は、仲裁判断には裁判の判決同様の執行力がありますが、仲裁判断を拒否したり、不服を申し立てることはできません。

東京司法書士会調停センター

東京司法書士会が取り組むADRとは

東京司法書士会では、ADR法に基づいて平成18年3月「東京司法書士会調停センター“すてっき”」を設立し、ご相談者の裁判以外での問題解決に向けて活動を開始しました。平成20年12月、全国22番目のADR機関として法務大臣から認証を受けたのを機に、さらに多くの方に利用していただけるセンターをめざしています。「東京司法書士会調停センター“すてっき”」の現在の取り組みや今後の展望について、センター長の安藤信明さんに語っていただきました。

紛争は話し合いで解決！話の交通整理を担う調停人

今年5月から始まる裁判員制度（平成19年制定）は、もう皆さんよくご存知です。ところが、これより早く平成15年に制定された裁判外紛争解決法（ADR法）については、まだ認知度が低いんですね。ADRには、紛争やトラブルを裁判ではなく話し合いで解決でき、しかも「早く済み」「費用も安い」というメリットがある。これまで泣き寝入りしていたような、身近なトラブルを解決したい方には最適な方法です。

東京司法書士会調停センターでは、司法書士がメディエーター（調停人）として、いわゆる民事の紛争……こじれた相続問題、迷惑な隣人問題、職場内のいじめ……など、さまざまなご相談に親身になってお応えしています。ご相談を受けてからの流れやコストについての詳細は別途掲載していますので、そちらで確認していただきたいのですが（10～11ページ参照）、当センターで扱っているADRは「調停」になります。ちなみに、日本におけるADRは現在大きく分けて、調停と仲裁の二つが主流と思っていただければご理解しやすいと思います（4ページ参照）。

私たち調停人は、ご相談者が本当に何を求めておられるのかをきちんと把握するために、まずヒヤリングを十分に行ないます。例えば、ご家族の問題などではご家族全員のお話が必要になりますから、何度でも伺う場合がありますね。この事前ヒヤリングは、ご相談の問題には調停が必要かどうかを判断するだけでなく、その後調停になってからの話し合いがスムーズに進むかどうかにも大きく関わるので、非常に重要なのです。

調停に進んだ場合、調停人は、紛争の相手に話し合いの場に出席してもらうために心を砕きます。相手方がすぐにその場に来られることはまずないので、相手が依頼を聞き入れやすいように、言葉遣い、表現法には非常に気を遣います。相手方に数回は連絡しますが強制力はなく、ADRの認知度が低いこともあり、出席いただくことは難しいのが現状です。逆に、相手方が来られたら、問題解決の糸口が見えたと言えるかもしれません。

相手方の応諾後、調停人は日程調整と調停場所の確保をします。秘密が守られる場所であることが肝心ですので、原則的には調停センターで行ないます。調停人が、両者が思う存分話せるよう話の道筋の交通整理役に徹すると、熱くなっていた両者もお互いの話に冷静に耳を傾けるようになります。2時間ほど話すうちに思い違いに気づいたり、新たな発見もある。ほんの一言で何かが氷解する、という場面がよくあるんですね。調停人は、この一瞬の変化を見逃さないようにして方向性を示すわけです。

当事者が話し合うことで理解・納得していただき、できれば、合意までもっていくのが私たち調停人の役目です。例えば「離婚をする」「今後会わない」という合意もある。要は双方が納得する結論に導けるかどうかです。ここが裁判とは違うところですね。残念ながら合意に至らなくても、これを機会にお互いが何かを感じて今後の人生を生きていただければそれでもいいのです。

紛争を怖くないと思える世の中
そのためのADRでありたい

先にお話したように、調停ではほんの一言が状況を変えてしまうので、調停人には、場の空気が読める観察力と双方の話を理解する感受性、そして場の変化を感じて次の展開へ導く瞬発力が要求されます。これらのスキルは訓練で習得することが必要ですので、東京司法書士会では調停人を希望する方々に研修を実施しています。研修内容ですが、まず「ADRとは」から始まり、調停者としての倫理教育を行ないます。普段、司法書士は一人の依頼者の代理人になるので、調停者という中間の立場としての倫理とはまったく異なります。さらに、観察力と瞬発力を養うためのロールプレイングを実施。その後反省会をして、ロールプレイング中に何を気づいたかを話し合う。この気づきこそ、調停人に必要不可欠だからです。

現在、当センターには、研修を終えた司法書士が50名ほどいますが、まだまだ調停人の数は不十分ですね。ADRが認知されれば、我慢していた紛争や、調停で整理をしてから裁判にしようかというような案件が、ADR機関に持ち込まれることも増えると予想されます。今後は、調停人のさらなるトレーニングの機会が必要になるでしょう。調停人は、話し合いの目的によっては特に法律家である必要はないんです。学校の先生でも、公務員でも、どなたがしてもいい。最近、市役所などは苦情が寄せられることも多いので、窓口の担当者にADRの知識やスキルがあればかなり役立つはずです。ところが日本では、紛争解決に関する教育を受ける人も限られている。さらにトレーナーも少なく、一部の大学やNPOに頼っている状況です。今後は、ロースクールでメディエーター（調停人）コースを設け、一般の教育現場（小、中、高校）においても紛争に対処する授業をして、紛争解決に対する心構えを身につけたらいいのではと思っています。

多くの人にADRについての認識が深まれば、法律ではないところで問題が解決できるという考え方も浸透していきます。例えば地方など、周囲みんなが知人、という所では裁判を起こしたら生活がしづらい。これが話し合いで解決できれば、気持ちも楽になるのではないでしょうか。

当調停センターのようなADR機関が活用されることで、紛争があっても怖くない、と思える世の中になれば理想的です。その前にまずは、紛争解決には裁判以外にADRという方法がある、と多くの皆さんに「認知・理解」していただくことが先決ですね。

東京司法書士会調停センター
センター長
安藤信明さん

平成8年　司法書士登録
平成15年5月～平成19年5月
東京司法書士会理事
平成19年6月～現在
日本司法書士会連合会理事
平成17年5月～現在
東京司法書士会調停センター長

インタビュー／棟石理実

ADR

東京司法書士会調停センターにおける、調停の流れ

まずはお電話

東京司法書士会調停センター“すてっき”
TEL 03-3353-8844

申立人(相談者)からセンター事務局へ連絡

申立人の連絡先を確認

改めて調停管理者である司法書士から申立人へ連絡
申立人へのADR法※第14条に基づく説明と相談内容のヒヤリング

調停管理者が、手続きの相談にのらせていただきます

申立人がADRを希望の場合、再度ヒヤリング

相手の表情を確認しながら的確に判断するために、申立人と面会してのヒヤリングがベスト。
やむを得ない場合は、電話でヒヤリング。

依頼書の作成
電話でヒヤリングした場合は、依頼書を送付

調停手続きの開始。

申込人は申し込み費用(10,500円)を納付

調停管理者から紛争の相手方に電話または手紙で調停を依頼

「途中で止めることも可能なので、一度お越しください」と数回、連絡。出席する義務はありません。

相手が応諾した場合、ADR法※第14条に基づく説明

第1回、調停日と調停場所の調整開始

1回の調停は2時間程度です。

第2回、第3回と調停が続く場合、日程と場所の調整

当センターでは、3回以内の調停で解決合意を想定。
それ以上になる場合は、双方への確認となります。

相手方と連絡が取れない、あるいは拒否の場合は調停不成立

実費を差し引いて費用を返金。

①合意成立・合意書の作成

裁判判決とは異なるので、法的効力はありません。
法的効力を必要とする場合は、
公正証書を作成してくださいね!

合意には至らず、話し合いも平行線のために終了。

②調停人による終了

③申立人による取り下げで終了
あるいは相手方の離脱により終了

②や③のような不合意の場合でも、他の紛争解決機関などを紹介。
場合によっては裁判など、次の手段をアドバイス。

※ADR法(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)

トラブルを裁判ではなく ADR「話し合い」で解決

《東京司法書士会調停センター“すてっき”》がサポートします！

今月号の『ファーロ』2〜9ページにかけて、「ADR（裁判外紛争解決）」についてまとめてきました。ADRをご理解いただいたところで、次に、改めて東京司法書士会が開設しているADR機関、「東京司法書士会調停センター“すてっき”」の利用方法をご説明します。トラブルはどんな内容であれ、悩んでいる本人にとっては、人生を左右するものです。お一人で抱え込んでいないで、どんな解決方法がいいのか、専門家にご相談されることをお勧めします。まずは1本の電話が「解決への第一歩」です。

調停の費用について

1. 最初の申し込みの際に、**10,500円**必要です。申立人の負担となります。
2. 第1回、第2回…と調停が開催されるたびに、**10,500円**が発生します。当事者のどちらが支払っても結構ですが、特に取り決めがない場合は、**5,250円**ずつの負担になります。
3. 合意成立の場合、手数料は以下のとおりです。双方いずれに支払いの負担があるかについては特に決めていません。当事者の合意で決まります。

合意成立の価格	手数料
140万円以下	3万円
140万円を超え300万円以下	3万円＋（合意金額−140万円）×5%
300万円を超え1,000万円以下	11万円＋（合意金額−300万円）×3%
1,000万円超	32万円＋（合意金額−1,000万円）×1%

平成２１年９月１５日現在

調停に必要なもの

- 印鑑（認印可）
- 身分証明書（免許証、パスポートなど）
- 費用

調停のおもな相談内容

- 騒音など、ご近所とのトラブル
- 相続問題など親族間でのトラブル　●地域内でのトラブル
- 友人などとの金銭の貸し借りに関するトラブル
- 職場でのトラブル　など

裁判ではなく、あくまでも話し合いで解決したいと希望されるトラブルについて、ご相談をお受けします。最初のご依頼の際に、ご相談内容がADR（調停）に適しているかどうかも当センターで適切にアドバイスいたします。

当センターでの調停は、すべて非公開で行なわれます。また調停手続きに関与するすべての者には守秘義務が課せられ、調停に関する書面なども施錠された保管庫で厳重に管理いたします。

安心して、東京司法書士会調停センターのADR（調停）をご利用してください。

トラブルで生活に支障がある場合は、勇気を出してすぐにご相談！　必ず、解決方法をお探しします。

東京司法書士会 調停センター

すてっき

かいけつサポート
認証紛争解決サービス

裁判せずに紛争解決！ADR登場！

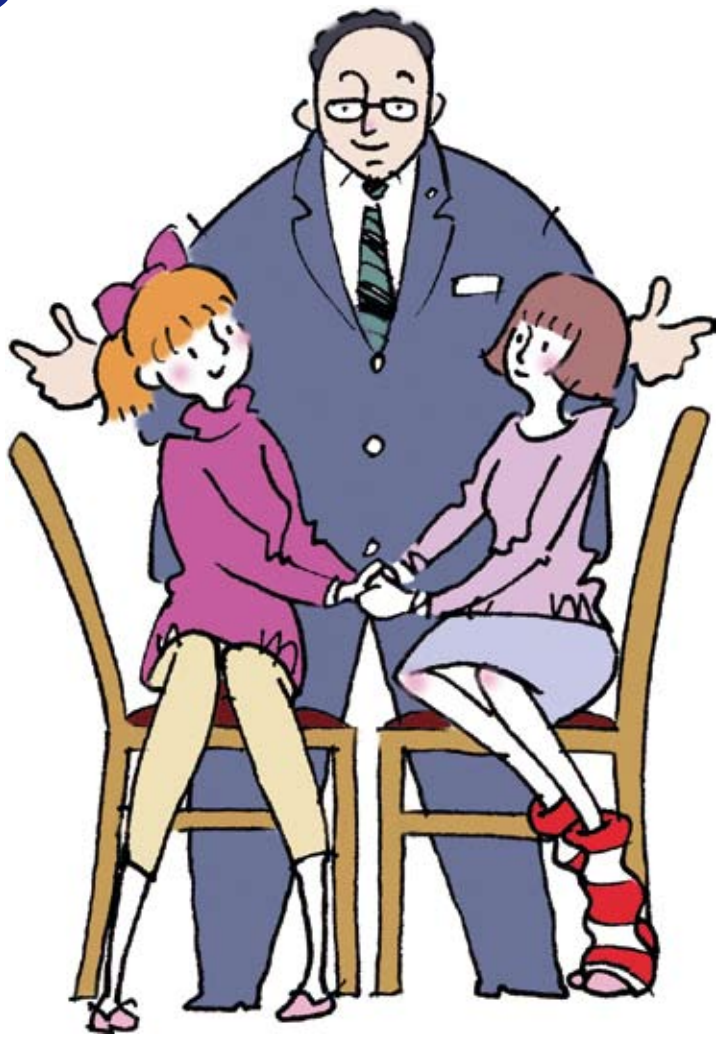

地　図

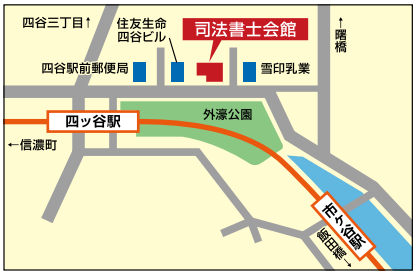

認証番号／第22号　　認証年月日／平成20年12月10日

■アクセス■

JR中央線・総武線「四ッ谷駅」徒歩４分
東京メトロ丸ノ内線「四ッ谷駅」徒歩５分
東京メトロ南北線「四ッ谷駅」徒歩５分

〒160−0003
東京都新宿区本塩町９−３　司法書士会館２F

■お問い合わせ■

TEL 03-3353-8844
URL http://www.tokyokai.or.jp

毎週月曜日から金曜日までの午前９時から午後５時まで（祝祭日を除く）
（但し、調停は土曜、日曜、祝祭日を含む午前９時から午後８時まで可能）

東京司法書士会調停センター“すてっき”

身辺雑感（二二）

高見 のっぽ

ことしのお正月

今年の正月、テレビの『幼児番組50年を振り返って』なんて感じのものに出た。27才から今に至る迄、おおむね小さい人をお客様にして仕事をして来た訳だし、大昔の子供番組のあれこれには詳しい方の人間なのである。

ブーフーウーの狼さんとか、魔法のジュータンの道化師役とかから、この私が『ノッポさん』役を得た頃の事に話が及ぶと司会者が「うわあ、それからは高見さんも順風満帆てことになった」と言ったものだから、私はテーブルの上に手を差しのばして〝ブーン〟と低空飛行の真似をしてやった。

この低空飛行はこれを見た知人達に評判がよかった。正直だ、と言うのである。

さて、この低空飛行の芸人さんにとっては一年の初めのお正月さんはさしてお目出度くはない。特に若い頃は身の不運を嘆きつつ、一年のつかれからか風邪を引き、のどを腫らして寝込んでいたものだ。50才を過ぎた頃はさすがにそうはならなかったが今年は違った。

風邪を引き、のどを腫らして、それに加えて一〇〇年に一度とやらの暗黒の年はじめということで、新聞だのテレビだのは〝不安だ、不安な年！〟なんぞと叫ぶものだから、でもそれに乗って〝不安だ！〟と応えるのも業腹だから、「不安だ、不安だって言ってるだけでいいのかよ」と、ま、これはこれでお目出度くない気分にはなっていた。かかる気分の男の家には年始に訪れない方がよろしい。特に自分が外資系のファンドだか金融だかを扱って高給を得ている人間なら、いくら親しくはあっても年始客にはならぬ方がよろしい。

「おめでとう御座居ます」

「あ、おめでとう。…ホントにおめでたいの？。蒼い顔してるじゃない」

「社員が少なくなって、その仕事がこっちに廻って来て大変なんです」

「クビを切られた方が大変でしょ」

「ええ、まあ、そりゃそうですけど…」

「君だったよな、前に〝金持も欲張りのホドってものを知って欲しいよ〟って俺が言ったら〝ホドを知ってる様じゃ金持になれませんよ〟って鼻のさきでわらったの」

「そんなこと…」

「えらい迷惑だよな。で、俺達はどういう訳でこうなったか、どうすりゃいいのか判らんのだから。あ、そうそう、この機会だからお尋ねするけれど、経済学者にもノーベル賞ってあるんでしょ。その中には今みたいな仕組みを発明して賞を貰ったエライヒトがいるんでしょ。ホントにエライのかしら。ええ、ええ、シロウトの素朴な疑問だから、いいのよ、これで…それにしても蒼い顔してるな。なあ、なあ、元気を出して！」

最後の〝元気を出して！〟はおざなりの慰めである。

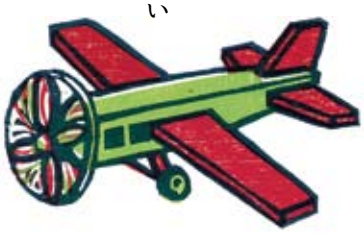

高見　のっぽ ＜俳優・作家・歌手＞

●1934年5月10日京都府太秦生まれ。創成期のNHKの様々な幼児向け番組に参加。●1967年放送された「なにしてあそぼう」～「できるかな」で“ノッポさん”として出演。●作家“高見映”としても多数の児童書・絵本・エッセイなど発表。テレビ、舞台の脚本・演出・振付も手がける。●2005年、NHK みんなのうた「グラスホッパー物語」で歌手デビュー。●2007年4月、待望の第二弾「ハーイ！グラスホッパー」が放送される。その舞台裏に密着したNHK「にんげんドキュメント」で話題を呼んだ。俳優・作家・歌手として幅広く活躍中。●第58回日本放送協会放送文化賞受賞

木版画＝大橋彰

司法書士の情景

one day one scene

scene 21

川村兼司 = *Text*
Takashi Sudo = *Illustration*

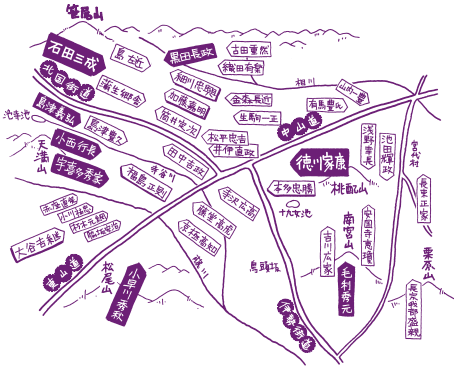

霧が晴れてきました。眼前には青地に「兒」の字が描かれた旗指物（はたさしもの）の宇喜多秀家の軍勢1万7千、その向こうには十字架を模（かたど）った馬印のキリシタン大名小西行長、さらには島津義弘そして石田三成の陣が並んでいます。これは関ヶ原の南西にある松尾山から見た西軍の陣形です。松尾山は、決定的な裏切りをした小早川秀秋の陣があった場所で、秀秋も同じ光景を見ていたはずです。こうやって**関ヶ原の戦い開戦直前の風景を思い浮かべ**、歴史上の人たちと同じ光景を見る、これが歴史好きにはたまりません。

私が初めて関ヶ原に行ったのは、小学生の頃だったと思います。当時の私はNHK大河ドラマ「太閤記」に魅了されていました。母の実家がある関ヶ原から山を隔てた揖斐川町に集まった叔父たちに頼んで連れて行ってもらったのが『ウォーランド』でした。東西両軍の**合戦風景が人形で表現されている遊園地**のような施設です。帰りに売店で合戦に関する本を購入しましたが、徳川家康を評価する内容だったので不愉快な思いをしたことを記憶しています。

次に行ったのは、司法書士になってからです。**郡上八幡へ行くついでにいろいろ寄っていこう**と思い立って、1日早く事務所を出発。まずは新潟県長岡で山本五十六の生家を見物し、夕方近くに木曾義仲が牛の角に火を付けて平家を破った石川県の倶利伽羅峠に到着。帰る頃には辺りは真っ暗で、敗れた平家の怨霊に囲まれるのではないかと思うほど恐怖を感じました。夜遅くに弁慶と義経で有名な安宅の関を訪問し、高速道路のパーキングで一夜を明かしました。翌朝早く東尋坊・丸岡城を経て賤ヶ岳の合戦場へ行き、そして小谷城（やはり怖くて登れなかった）から姉川の合戦場を巡って、関ヶ原に着いたときにはすでに時間も迫っていて、**石田三成の陣に行くのが精一杯**でした。

西暦1600年の秋、大垣城にいた石田三成軍は、夜のうちに大垣城を出て関ヶ原の手前の垂井にある南宮山（麓には美濃一宮の南宮大社があります）の南側を回って関ヶ原に移動、南宮山には西軍の中核であった毛利軍が陣を構えていたので、東から中山道を進んでくる東軍を包み込むような鶴翼の陣を構えました。東軍をここで撃滅して西に進ませない作戦です。

北国街道を封鎖する形で布陣する石田三成の陣から東軍側を眺めると、家康の馬印がある桃配山が見え、眼下には黒田長政等の大軍が押し寄せてくるような気がします。この石田三成の陣から見た関ヶ原の眺めこそ、私の歴史についての趣味が、**歴史散策から、歴史探索へと脱皮**させるきっかけになった場所です。歴史上の人たちが眺めたであろう景色を私も同じ場所から眺めてみたい、そして**歴史上の人たちがそれをどんな気分で眺めたのか**、その気分に同化したい。これこそ歴史探索の醍醐味です。

ミニミニ日本史

「関ヶ原の戦い」

《慶長5年9月15日（西暦1600年10月21日）》

豊臣秀吉亡き後、秀吉政権を支えていた石田三成と徳川家康が対立。秀吉の死から2年後の1600年、関ヶ原において、全国の武将が東軍（大将・徳川家康）と西軍（大将・石田三成）に分かれて戦った、まさに正真正銘の天下分け目の戦いであった。当初西軍が有利であったが、西軍の武将でありながら家康と通じていた小早川秀秋が動かないことに家康が腹を立て、正午頃、東軍が小早川の陣を一斉砲撃。驚いた小早川が西軍を裏切ったのを機に、東軍が一気に勝利へと邁進する。

INFORMATION

東京司法書士会無料法律相談

あなたの人生のいろいろな場面で
司法書士が力になります。

◎面談による法律相談

東京司法書士会総合相談センター(四谷・司法書士会館)

お問い合わせ ※祝祭日を除く **03-3353-9205**
(電話受付時間／平日午前９時～午後５時)

■月・水・金／午後４時～７時　■土／午後１時～４時
■火・木／午後６時～８時半

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3

墨田総合相談センター(錦糸町)

お問い合わせ ※祝祭日を除く **03-3353-9205**
(電話受付時間／平日午前９時～午後５時)

■月・火／午後５時～８時【訴訟、クレジット・サラ金等多重債務の相談】
■水／午後５時～８時【登記、その他の法律相談】

〒130-0013 東京都墨田区錦糸3-4-10小栗ビル4F

三多摩総合相談センター(立川)

お問い合わせ ※祝祭日を除く **042-548-3933**
(電話受付時間／平日午前10時～午後４時)

■水・木／午後５時～８時

〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13オリンピック第3ビル202-A

◎フリーダイヤルによるクレサラ・法律相談

フリーダイヤルによるクレサラ・法律相談 ※祝祭日を除く **0120-33-7173**

■月～木／午後６時～８時【クレジット・サラ金に関するご相談】
■金／午後６時～８時【控訴に関するご相談】

◎メールによる法律相談

http://www.shihoshoshi-soudancenter.jp/

■「メールによる法律相談」の「詳細はこちら」からお入りください。

◎当番司法書士による法律相談

相談予約ダイヤル ※祝祭日を除く **03-3353-9205**
東京司法書士会総合相談センター(四谷)
(平日午前９時～午後５時)

■月・水・金／午後４時～７時　■土／午後１時～４時
■火・木／午後６時～８時半　司法書士会館１階当番相談ブース

詳しくは、こちらのホームページをご覧ください。
http://www.shihoshoshi-soudancenter.jp/

次号2009年夏号予告
「ペットの法律問題」

◆JR四ツ谷駅四ツ谷口徒歩４分
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3

NHKはみなさんの受信料でささえられています。

～テレビを設置されたら、受信料のお支払いが必要です～

○転居された方　○衛星放送を受信し、衛星契約がまだお済みでない方
○テレビをお持ちで、受信契約がまだお済みでない方　○口座振替をご希望の方
は、NHKへのご連絡をお願いします。

0120-151515（受付時間：午前9時から午後10時）
インターネットでも手続きができます。
http://www.nhk.or.jp/eigyo/

あなたとともに、赤十字。

日本赤十字社は、国境・宗教・人種を超えて、戦争・災害の被災者の救済等の人道的活動を行っています。

やさしい気持ちがみんなを救う

日本赤十字社東京都支部に対して会費(社費)・寄付金のご協力をいただくと、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくはホームページをご覧ください。

日本赤十字社東京都支部
TEL.03-5273-6741　http://www.tokyo.jrc.or.jp

赤十字の活動は皆様からいただく会費(社費)と寄付金で支えられています。

ファーロ
司法の窓

2009年3月31日発行　定価 100円
発行人 東京司法書士会
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3
TEL.03-3353-9191

編集人　毛受　正雄
編　集　野村　耕史／秋田　峰子
　　倉石　裕子／樫野　薫彦

デザイン・制作 (株)アイデス・プランニング
印刷　あかつき印刷株式会社

お詫びと訂正のお知らせ

皆様には、日頃より「ファーロ」をご愛読いただき誠に有り難うございます。

発刊当初より、本書は「ファーロ」を表題とし、副題の「falo」はイタリア語の「灯台」であるとの説明文を載せておりました。

このたび、イタリア語の「灯台」は「faro」であることが判明いたしましたので、お詫び申し上げますとともに「ファーロ」の副題表記「falo」を「faro」と訂正させていただきます。

これからも「ファーロ」をご愛読いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

司法書士

あなたの街の法律家

東京司法書士会

http://www.tokyokai.or.jp/